

令和8年度 教育方針

(取組みの重点)

I. 確かな学力の定着と学びの深化

【1. 学習指導要領の確実な実施】

- 学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うこと。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。
 - ・ 児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てるとともに、授業や行事等の教育活動の進捗状況等を振り返り、その改善を図りながら、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実を図ること。

【2. 学力向上の取組みの充実】

- 各学校においては、情報通信技術（以下、ICTという。）を効果的に活用しながら授業改善を行うとともに、客観的なデータに基づき、一人ひとりの学力を伸ばすことや、学校全体の取組みの検証・改善を行うこと。
 - ・ すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力を学校全体で育成すること。
 - ・ 必要な情報を読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現する等の活動を各教科等で計画的に行い、思考力・判断力・表現力を育成すること。
 - ・ 1人1台端末・ICTを日常かつ効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図ること。
 - ・ 児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組みを組織的かつ計画的に進めるとともに、児童・生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解し学習意欲を高めるため、「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」等を活用すること。
 - ・ 情報活用能力の育成にあたっては、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めること。

【3. 確かな学力をはぐくむ読書活動の充実】

- 各教科や教科横断的な学習等において、学校図書館の機能を計画的かつ体系的に利活用し、児童・生徒の言語能力や情報活用能力及び、生涯にわたり主体的に学習する態度を育成すること。また、日常的に読書活動を進め、子どもたちの読書への興味・関心を高めること。
 - ・ 子どもが読書への興味・関心を高め、自ら読書を行い、豊かな語彙を獲得できるよう、すべての学校で読書活動を推進すること。
 - ・ 各教科等における学習や教科等横断的・探究的な学習が充実するよう学校図書館の活用計画を策定し、年間を通じて学校図書館を活用すること。
 - ・ 各学年の学習計画や児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行うこと。
 - ・ 学校図書館を活用した学習を進める際には、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を参考に、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めること。

【4. グローバル社会における英語力の育成】

- 児童・生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとりようとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進すること。
- ・ 授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するための学習を充実させることにより、児童・生徒が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるようにすること。
- ・ 話や文章等の内容を正確に捉え、概要や要点を把握し、自分の考えを書いたり、伝えたりする活動の充実を図ること。

【5. 一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実】

- 不登校の子どもや障がいのある子ども、日本語指導が必要な子どもなど、一人ひとりの子どもの多様な状況や背景等教育的ニーズを的確に把握して、その子の自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。
- ・ 不登校の早期発見・早期対応のために、スクリーニングやアンケート等あらゆる機会を通じて日頃から子どもの状況把握を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる教育相談体制を整えること。また、児童・生徒のニーズに応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内教育支援ルームなど教室以外の居場所の確保に加え、町の教育支援センターや府不登校支援センター、民間団体等、関係機関との連携を図り、学びにアクセスできない子どもをなくすこと。
- ・ すべての外国籍の児童・生徒の就学機会が適切に確保されるよう努めるとともに、日本語指導が必要なすべての児童・生徒に対して適切な指導・支援をするために、学校体制を構築するよう努めること。また、日本語指導の内容の充実を図ること。その際、必要に応じて府の「オンライン日本語指導」を活用すること。
- ・ 全教職員が、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校園全体の取組みを充実していくこと。

【6. 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

- 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが、地域社会で豊かに生きるために、すべての学校園において、多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、すべての子どもが安心して学校生活を送ることができる集団づくりをより一層推進し、一人ひとりの子どもの自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ること。
- ・ インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組みを進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくりをより一層進めること。
- ・ 支援学級における特別の教育課程の編成及び、通級による指導で実施する特別の指導について、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切なものとなるよう努めること。
- ・ 児童・生徒の障がいの状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の指導について、一層の充実を図ること。
- ・ 地域における共生社会の実現をめざし、すべての幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発を一層推進すること。

Ⅱ. 豊かな心と健やかな体の育成

【1. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実】

○様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権3法や府人権関係3条例をはじめ、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、あらゆる教育活動において、人権教育を一層計画的・総合的に推進することが必要である。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意する必要がある。

また、児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動等の充実を図ること。

- ・ 深刻化するインターネット上の様々な人権侵害や偏見、差別について、児童・生徒が被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、人権教育や情報モラル教育を通して、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を身に付け、自他の人権を守るよう行動する力を系統的に育成すること。その際府作成の「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」を活用すること。
- ・ 管理職をはじめとするすべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つけ直しつつ教育活動を行うこと。とりわけ、個別的な人権課題に関わる研究授業に取り組むこと。
- ・ 道徳科の授業においては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即しながら指導を工夫すること。

【2. 感性を豊かにする読書活動の推進】

(関連項目「I-3 確かな学力をはぐくみ読書活動の充実」)

○子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものであることから、その推進が必要である。

- ・ 「第5次大阪府子ども読書活動推進計画（令和8年3月策定予定）の趣旨をふまえ、子どもたちが読書に親しみ、学び、読書の楽しさを共有できるよう、読書環境の整備と読書活動の推進に取り組むこと。
- ・ ビブリオバトルやオーサビジットをはじめとした読書イベント等を活用し、読書活動ができていない子どもが少しでも本に興味・関心を持つよう、読書活動の普及啓発・推進を図ること。
- ・ 社会のデジタル化の進展をふまえ、地域の実情に応じたICTを活用した多様な読書環境の整備について検討すること。

【3. 不登校やヤングケアラー、いじめ、暴力行為等への取組みの推進】

○不登校児童・生徒数、暴力行為の発生件数の増加や、初期対応の誤りにより解決が難しくなるいじめケースがあるなど課題が大きくなっている。不登校やヤングケアラー、いじめ・暴力行為等の問題行動等に対して、各学校においては、児童・生徒理解に基づいて組織的な対応を行い、すべての児童・生徒の主体的な成長を支える指導を推進することが重要である。

- ・ 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性を伸ばさせる取組みを進めるにあたっては、児童・生徒が自発的・主体的に自らを発達させていく過程を教職員が支えるという観点に立ち、学習指導と生徒指導を相互に関連付けるよう留意すること。

- ・ スクリーニングやアンケート等、あらゆる機会を通じて、日頃から子どもの状況把握、生徒指導上の課題を早期発見し、組織的な対応につなげる。また、粗暴な言動や授業に関係のない不規則な発言、授業中の立ち歩き等が見られる場合にも生徒指導上の課題として捉え、組織的な対応を行う。加えて、把握した情報については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と共有し、支援の必要性を検討する等、専門家も含めたチームによる教育相談体制を整えること。
- ・ 不登校への対応については、個々の児童・生徒の支援ニーズに応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内教育支援ルームなど教室以外の居場所の確保に加え、町教育支援センターや府不登校支援センター、民間団体等、関係機関との連携を図り、学びにアクセスできない子どもをなくすこと。
- ・ いじめを認知した場合には、速やかに学校いじめ対策組織に当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。いじめの解消に向けては、当該組織を中心に、いじめに至った背景を的確に把握したうえで解消までの方針を立て、迅速かつ丁寧に対応すること。
- ・ ヤングケアラーについては、本人や家族の意識が様々で、表面化しにくいことから、ヤングケアラーについて教職員の理解を深めること。また、子どもの生活状況は短い期間であっても変わることから、普段から子どもの些細な変化を捉えることでその困り感に早く気づき、本人の気持ちに寄り添った支援につなげる。

【4. 子どもたちの生命・身体を守る体制づくり】

- 子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自死などの未然防止に向けた適切な対策や、日常生活での人間関係や学習等への子どもたちの不安やストレスの高まりに対するサポートを行うとともに、自他の生命を大切にすることを育むための総合的な取組みが重要である。
- ・ 児童・生徒が不安やストレスを自ら発信できるよう相談窓口の周知の徹底や、心のケア等適切に対応できるスクールカウンセラー等と連携した相談体制等を整えること。
- ・ 児童虐待を受けた、またはその疑いがあると思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センターまたは町児童虐待担当課等へ通告すること。
- ・ 児童・生徒の発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力やSOSを発信する力を育成するために、スクールカウンセラー等と協働した「SOSの出し方に関する教育」を実施すること。

【5. 体力づくりの推進と体育活動中の事故防止等の取組み】

- 子どもたちの体力・運動能力、運動習慣等の実態を分析し、その結果を踏まえて、学校全体で授業等の工夫・改善を推進するなど体力向上に向けた取組みを進める必要がある。また、依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況をふまえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期すること。
- ・ 児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析し、学校全体で授業等の工夫・改善を行うとともに、地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを推進すること。
- ・ 学校における体育活動中の熱中症予防等、事故防止対策について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

【6. 健康教育の充実】

- 子どもたちをめぐる薬物乱用や感染症、メンタルヘルス等の複雑化・多様化する現代的健康課題への対応が求められており、学校教育活動全体を通じた健康の保持・増進にかかる取組みの推進及び健康教育の充実を図る必要がある。また、食物アレルギー事故は毎年生起しており、万が一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整える必要がある。
- ・ 食物アレルギー事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊

急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。

- ・ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育については、中学校において専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催し、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。

【7. 子どもの自主性を尊重した部活動の取組み】

○各校において生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒が将来にわたりスポーツ、文化芸術活動に親しむことができる環境が整えられるよう地域、学校、分野・活動目的等に応じた地域との連携・協働、地域展開等、多様な形で実施されることが必要である。

- ・ 生徒が自主的にスポーツ・文化芸術活動に取り組む機会を保障する観点から、休日における地域のスポーツ・文化活動の環境を整えること。その際、生徒への指導等に意欲を有する地域人材の協力のもとで、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動を地域が支える環境の構築を図ること。

Ⅲ. 将来を見すえた自主性・自立性の育成

【1. 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進】

○急激に変化する時代の中で、一人ひとりの児童・生徒が、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、実社会とのつながりを意識した小中一貫したキャリア教育を推進することが重要である。

- ・ 校種間の引継ぎにあたっては、キャリア・パスポートを有効に活用し、中学校区で子どもの変容を共有すること。
- ・ 府主催「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」を有効に活用する等、実社会とのつながりを意識し、自身の将来の生き方を考えるキャリア教育の充実を図ること。
- ・ 調査書等進路指導に関する書類の作成にあたっては、組織的な体制のもと適切に行うこと。その際、府教育庁作成の「調査書記載内容チェックリスト」等を活用すること。

【2. 社会とつながる学習活動の推進】

○予測困難な社会の変化に主体的に関わり、課題をみつけ、解決していこうとする力を育むため、探求的な学習の促進に取り組むことが必要である。

- ・ 子どもたちが、生活や社会における課題を見出し、自分たちにできることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、学習活動また特別活動も工夫すること。
- ・ 「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」を活用して社会に参画する機会を創出するなど、学校が創意工夫して、子どもたちが学んだことを自己と結びつけて、生き方を考える等の探究的な学習を充実させること。

【3. 幼児期における子どもの資質・能力の育成】

○幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、幼稚園教育要領等をふまえ、小学校以降の教育などを見通しながら取り組むことが重要である。

- ・ 幼稚園教育要領等に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮しながら活動内容を工夫し、指導の充実に努めること。
- ・ 幼保小の教員が連携し、子どもたちに育みたい資質・能力を中心に据えた研修等を行い、相互理解と実践を深めるよう努め、架け橋期の教育の充実を図ること。
- ・ 研修等において、教職員の資質向上を図るため、大阪府が認定した幼児教育アドバイ

ザーを活用すること。

IV. 多様な主体との協働

【1. 子どもたちの安全・安心を支えるための多職種連携】

- 子どもたちをめぐる様々な課題に対する支援については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉機関、地域関係機関等との連携を図ることが重要である。
 - ・ 児童・生徒の状況把握にあたっては、アンケートや1人1台端末の活用、スクリーニング等を実施するなどし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家との協働により、きめ細かな実態把握に努めること。
 - ・ 具体的な支援に取り組むにあたっては、ケース会議等において専門家と共に多角的に見立てを深めること。そのうえで、校内組織において役割分担を明確にして、支援に向けた方針を立てるとともに、必要に応じて支援計画の見直しを図ること。
 - ・ 児童・生徒の支援にあたっては、子どもや保護者のニーズを含めた見立てに基づき、必要に応じて福祉等関係機関や警察、地域のNPO等の支援機関との連携を行い、定期的に状況把握に基づいた支援方法の見直しを図ること。
 - ・ 児童・生徒のニーズに応じた支援につなげるため、スクールソーシャルワーカー等を活用し、日常的に地域リソースを把握し、各機関との連絡方法等を確認するなど支援体制の構築を行っておくこと。

【2. 教育コミュニティづくりの推進】

- 子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校園が連携・協働して行う「教育コミュニティづくり」をより一層推進することが必要である。
 - ・ 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校運営協議会や地域とともにある学校運営体制のさらなる充実を図ること。
 - ・ 教育コミュニティづくりの推進にあたっては、学校園や地域の実態等に応じた取り組みの継続と充実を図ること。

【3. 家庭教育支援の充実】

- 多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支えることができるよう、すべての保護者や幼児・児童・生徒が家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整えることが必要である。
 - ・ すべての保護者が安心して家庭教育を行うために、家庭教育に関する多様な学習機会や情報を提供するとともに、支援が行き届きにくい家庭への情報提供・相談対応等の実施や充実に努めること。

V. 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり

【1. 働き方改革】

○教員が子どもたちと過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるように、校務効率化や部活動改革、専門性を持つ機関・人材等との協働等、働き方改革を進めることが重要である。

【2. 教職員の資質・能力の向上】

○社会が急速に進展し、生成 AI 等の新たな技術が広く普及している中で、教員は高度な専門職として主体的・継続的に新たな知識・技能の習得に取り組むことが不可欠である。また、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、一人ひとりの教員に応じた研修等の受講奨励などを通じて、力と熱意を備えた教員、ミドルリーダー及び次代の管理職の育成を進めることが必要である。

- ・ 「大阪府教員等研修計画」及び研修履歴の記録を活用して、管理職等による研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、日常的なオン・ザ・ジョブ・トレーニング（以下、OJT という。）を推進することにより、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。
- ・ 校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。
- ・ 首席・指導教諭等については、学校や地域の実情に応じた配置の拡充に努めるとともに、その有効活用を図ること。
- ・ 「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」等の大阪府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の育成に努めること。

【3. 学校の組織力の向上】

○校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。

- ・ 学校運営にあたって、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるよう見直しを図ること。
- ・ マネジメントを進めるにあたっては、目標を明確にし、教職員の心理的安全性を確保するとともに、教職員一人ひとりの良さが発揮できるよう経歴・背景の多様性を考慮すること。

【4. 不祥事の防止】

○公立学校の教職員は、公教育の場にあつて、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて、取り組むことが必要である。

- ・ 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止ガイドブック」や過去事例その他の関係資料等を活用し、校内研修等において教職員が不祥事予防について、自ら考える機会を積極的に設けるなど、関係指針をもとに教職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。

- ・ 同僚性の高い職場・ストレスのない職場づくりや、教職員一人ひとりの意識改革・自覚と責任感の醸成、相談体制の充実などにより、学校全体として不祥事防止に取り組むこと。
- ・ 特に、教職員等による児童生徒性暴力等については、法律や国の指針に基づき防止に向けた取り組みを行うこと。校内での盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検等を行い、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にすること。
- ・ 事案が生じた場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに町教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むこと。
- ・ 幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話やSNS等の送信、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

【5. 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み】

○体罰、セクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害し、生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識するとともに、各学校園でその防止・根絶に向けて実態把握や相談体制の充実等組織的に取り組む必要がある。

- ・ 防止及び早期発見のため、児童・生徒や教職員へのアンケートを実施する等、積極的に実態を把握するよう努めること。
- ・ 幼児・児童・生徒を精神的に追い詰めることにつながる必要のない注意や過度の叱責を繰り返さないこと。
- ・ 児童・生徒や保護者に、確実に校内及び校外の相談窓口の情報が伝わるよう工夫すること。
- ・ 体罰やセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等が生じた際には、被害幼児・児童・生徒の救済と心のケアを最優先し、速やかに町教育委員会及び関係機関と連携を図り、組織的かつ厳正に対応すること。

【6. 職場におけるハラスメントの防止】

○職場におけるハラスメント行為は、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

- ・ 職場におけるハラスメントの防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備を図ること。
- ・ 校内の相談体制の整備に努め、教職員の相談窓口の周知を図ること。また、窓口の担当者を中心に、普段から話しやすい体制を整えること。
- ・ 職場におけるハラスメントの防止については、校長及び教頭に対する研修とあわせて、管理職以外の教職員に対しても研修を実施するなど充実を図ること。
- ・ ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に努めること。
- ・ 管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めること。

- ・ 万一事象が生じた場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。

VI. 学びを支える環境整備

【1. 自然災害に備えた安全・安心な教育環境の確保及び安全教育の充実】

○南海トラフ地震等の自然災害への備えや事故等の未然防止の観点から、学校の実態に応じて、子どもたちの命を守るための安全確保や安全管理を行う必要がある。特に大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校園が地域住民の避難先となることもあるため、日頃から地域と連携し、学校の体制を整えておく必要がある。

また、学校管理下における事故を未然に防ぐため、子どもたち自らが日常生活全般におけるさまざまな危険に気づき、適切に判断し、安全に行動できる資質・能力を育成する必要がある。

なお、令和8年4月から自転車に交通反則通告制度が16歳以上に適用されることから、児童生徒自身の安全に対する意識を高め、自ら交通ルールやマナーを遵守する態度を育成する必要がある。

- ・ 地域や学校の実情を踏まえて作成する危機管理マニュアル等については、避難訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓等を基に、常に見直し、改善を行うこと。
- ・ 自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化や、運転中の携帯電話使用（ながら運転）の禁止が法定化されたことや、令和8年4月から適用される交通反則通告制度をふまえ、警察等と連携し、自転車利用に関する交通安全の指導の徹底を図ること。

VII. 社会教育の推進・文化財の保存と活用

【社会教育の推進】

- ・ 子どもたちの「生きる力」を育むため、社会教育との連携を図りながら、自然体験活動やボランティア活動、ものづくり等子どもの様々な体験活動の推進を図る。
- ・ 岬町における文化財は、地域の歴史・文化を正しく理解する上で大変重要な資源であり、子どもたちが地域の文化や伝統について理解しようとする態度を養う礎とするため、積極的な活用と保存ならびに継承に努める。
- ・ 子どもの読書活動を推進するため、「岬町図書管理システム」を積極的に活用し、公民館図書室、アップル館、文化センター等との連携を拡充し、子どもの読書環境の改善をすすめる。
- ・ 子どもたちの様々な体験活動の拡充を図るため、岬町人権協会、岬町文化協会、岬町スポーツ協会、岬町スポーツ少年団、岬町社会福祉協議会及び各地区福祉委員会等との協働・共育を推進する。
- ・ 岬町の伝統や文化を尊重する心を育み、ふるさと「岬」に誇りと愛着が持てる教育を推進するため、岬町の有する多様な文化財を地域に根ざした貴重な教育資源として積極的に活用する。